

○愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和 5 年 2 月 16 日 愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号

愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

(開示請求に係る手数料)

第 3 条 法第 8 9 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第 8 7 条第 1 項の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該保有個人情報の作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(開示決定等の期限)

第 4 条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から 1 4 日以内にしなければならない。ただし、法第 7 7 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 5 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌

日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(運用状況の公表)

第6条 広域連合長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止)

第2条 愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第20号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条第3項又は第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、広域連合の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。